○農林水産省告示第六百一号

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第三条第一項及び食品流通構造改善促進法施行令（平成三年政令第二百五十六号）第七条の規定に基づき、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を次のように定めたので、同法第三条第五項の規定により公表する。

平成二十六年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針

食品は、生活を営む上で最も基礎的な物資であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のみならず、世界各国から輸入される多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。

一方で、食品の流通部門については、国内的にも国際的にも大きな状況の変化が生じており、こうした変化を踏まえてその構造改善を図っていく必要がある。

我が国においては、少子・高齢、人口減少社会を迎えたことによる世帯員数の減少と高齢者世帯の増加や女性の更なる社会進出等、社会構造が大きく変化してきており、今後もこうした傾向が継続するものと予想される。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生等、様々な食の安全をめぐる問題の発生を受け、国民の食の安全に対する関心が高い状態にある。

こうした状況を背景に、世帯構造の変化に伴う、販売単位の小口化、中食の需要増加や調理が簡便な食品を提供する総菜宅配の事業への活発な参入、利便性を求める消費者ニーズに対応したドラッグストア等による食品販売部門への参入、コンビニエンスストア等による金融サービスを含めたワンストップサービスの展開、食の安全やこだわりといった消費者意識を反映したインターネット等による販売の増加、有機食品等の品揃えに配慮した店舗展開等が見られるところである。

国際的には、世界的な人口増加、中国やインド等での所得水準の向上、バイオ燃料の拡大等により農産物の需要が増大する一方で、地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行、世界の穀物単収の伸びの鈍化等により、農産物の供給が不足するのではないかとの懸念が生じている。

このような状況において、我が国の食料自給率を高め、平成三十二年度に供給熱量ベースの食料自給率を五十％、生産額ベースの食料自給率を七十％とする目標を確実に達成していくためには、生産面では、水田をはじめとした生産資源を最大限活用するとともに、消費面では、消費者の理解を得ながら潜在的需要の掘り起こし等を進め、消費者や食品産業事業者に国産農産物が選択されるような環境を形成することが必要である。

また、アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加から、今後更なる成長が期待される海外の食市場に向けて、日本食材の活用推進及び「食文化・食産業」の海外展開と併せて国産農林水産物の輸出拡大を図っていくことが求められている。

食品の流通部門は、一義的には、関係事業者による創意工夫とその努力により発展してきており、今後とも民間主導による業界発展の構図は基本的に変わらないものの、流通構造の合理化に向けた社会基盤の整備等、政府として取り組むべき課題も少なくない。

第四次となる「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」（平成十九年四月十二日農林水産省告示第四百九十二号）が策定されて以後、「食料・農業・農村基本計画」（平成二十二年三月三十日閣議決定）では、フードチェーンにおける取組の拡大、フードチェーンにおける連携した取組の推進等として食品流通施策が掲げられ、第九次の「卸売市場整備基本方針」（平成二十二年十月二十六日農林水産省策定）等において食品流通に関する施策の方向性が打ち出されているところである。

また、「食品産業の将来ビジョン」（平成二十四年三月二十七日農林水産省策定）では、食品産業が将来にわたって持続的に事業活動を展開していくためには国内市場の振興等を戦略的に行っていくことが重要であり、その際、様々な規模、業種の事業者が自らの取組の方向性を定める上での共通の視座として「消費者」、「地域」、「グローバル」の三つを組み合わせて今後の戦略を明確化するといった、食品産業の目指すべき方向性が打ち出されているところである。

さらに、「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成二十五年五月二十八日中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループとりまとめ）では、発災時の緊急支援物資の供給不足を想定すると、商業流通の維持や早期回復が不可欠であり、個々の事業者の対策とともに、関係者の連携の維持が必要であることが明記され、「国土強靱化の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について」（平成二十五年八月八日国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議決定）では、食品サプライチェーンを構成する事業者間の連携・協力体制の構築、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定等の対応方針が打ち出されているところである。

これらを踏まえつつ、本基本方針では、食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）の目的である流通機構の合理化と流通機能の高度化という観点から横断的に整理しつつ、来るべき五年間を見据え、政府として、食品の流通部門の構造改善を促進するための施策の方向性を提示するものである。

第一　食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

食品の流通部門は、その用途と商品の特性から、産地から消費者への生鮮食品の流通、産地から食品製造業者、外食業者といった加工・業務用需要者への生鮮食品の流通、食品製造業者から消費者への加工食品の流通の三つに大別され、各流通には輸入品が加わる。

〔産地から消費者への生鮮食品の流通〕

産地から消費者への生鮮食品の流通は、全国各地の農林漁業者から供給される短期的に流通量が変動し、保存性が低い農林水産物を、全国各地に鮮度を保持しつつ、短時間で大量に輸送させる必要がある。この流通においては、商品の迅速な集荷、分荷や適正な価格形成が重要であり、その役割の多くを卸売市場が担っている。しかし、各商品の流通の広域化や取引の多様化、鮮度の良い食品を求める消費者ニーズ等に対応しつつ、生鮮食品を消費者に安定的に供給していくためには、安全で効率的な卸売市場流通への改革が必要である。また、消費者に直に接する食品小売業においては、世帯構造の変化等に応じ、コンビニエンスストアによる生鮮野菜・カット野菜販売の動きや、食品スーパー等による食品宅配サービス展開の動きが広がりを見せているほか、地産地消や六次産業化の取組として、生産者が直売所や自らが経営する観光農園、レストラン等を活用して農林水産物の販売を行うなど、流通経路は多様化しており、それぞれのニーズに応じた取組を行う必要がある。

〔産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通〕

産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通のうち、食品製造業者や大規模な外食業者（以下「食品製造業者等」という。）への流通は、これら事業者による輸入、農協等の生産者サイドとの直接的取引や卸売市場からの原料調達が主体である。一方、多くの外食業者への流通は卸売市場を経由したものとなっている。このような中、生産者が、価格や数量・品質の安定性等において、食品製造業者等のニーズに十分応え切れていないことから、加工・業務用需要者に仕向けられる国産農林水産物の割合は近年低下傾向にある。

その一方で、消費者の国産志向への対応や製造する食品の高品質化といった目的のほか、平成二十年秋のリーマン・ショック以来の円高の是正を受けた国産農林水産物の割安感もあり、食品製造業者が国内調達を増やす動きも広がっている。さらに、中食を含む加工食品の消費が増加する中で、食品製造業者等のニーズに十分応え、この分野における国産原材料比を引き上げることが重要であることから、加工用での、家計消費には向かない規格の利用といった実態も踏まえた、需要先に応じた多様な規格への対応、定時・定量の出荷、さらには六次産業化の取組として生産者自らによる一次加工品や最終製品の製造とその際の高度な品質管理等、実需者である食品製造業者等と生産者の連携を、卸売市場を介したものも含め強化する必要がある。

〔食品製造業者から消費者への加工食品の流通〕

食品製造業者から消費者への加工食品の流通は、一定程度保存性のある加工食品を需要動向に合わせて流通させるものであり、食品製造業者から、直接又は卸売業者を介して、これら事業者等が各地区に整備した配送センターを経由して、小売業者の各店舗に配送している。個々の事業者において、配送センターの省力化、多温度帯対応のトラックでの配送、複数事業者から委託された運輸業者による混載での配送等の省コスト化が進められているが、事業者により配送用容器の規格が異なるなど、合理化を必要とする部分がある。